

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	地方税に関する事務(軽自動車税) 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

豊後大野市は、地方税に関する事務(軽自動車税)において特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしうることを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために法令を遵守するとともに、適切な措置を講じることで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

豊後大野市長

公表日

平成27年12月21日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	16 地方税法に関する事務(軽自動車税)
②事務の概要	<p>地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例に基づき、毎年4月1日(賦課期日)現在で、市内に主たる定置場のある軽自動車等を所有している方に対して、軽自動車税を課税し、徴収している。</p> <p>具体的な手続き及びその使用するシステムは、 ①軽自動車税の課税標準の決定又は更正、税額の決定又は更正、賦課決定通知書の送達、納税の告知、督促及び滞納処分その他の軽自動車税の賦課徴収に関する事務又は軽自動車税に関する調査(犯則事件の調査を含む。) ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ ②軽自動車税の障害者減免 ア、ウ、オ、カ、キ ③軽自動車税の減免 ア、ウ、オ、カ、キ</p> <p>※ エクセルファイルについては、個人番号での管理を行わない。 ※ 宛名作成においてデータ抽出を行う場合、個人番号を除いてデータ抽出を行う。</p>
③システムの名称	(ア)Acrocity軽自動車税、(イ)Acrocity総合収納管理、(ウ)Acrocity行政基本、(エ)総合滞納管理、(オ)中間サーバー、(カ)MICJET番号連携サーバー、(キ)エクセル、
2. 特定個人情報ファイル名	
軽自動車情報ファイル、総合収納管理ファイル、総合滞納管理ファイル、中間サーバーファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の16の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>1:情報提供の根拠 軽自動車税に係る情報については、情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない。</p> <p>2:情報照会の根拠 番号法第19条第7号 別表第二の27の項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	税務課
②所属長	税務課長 多田 尚三
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課法規係
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	税務課

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成26年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成26年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

